

SANKYODO PRESS

2025. 7

Topics 注目トピック

- 社保 自己都合退職者の失業給付の要件緩和
- 融資 日本政策金融公庫 創業融資の最新情報について解説！
- メディア実績

月号



【社員座談会】

普段はリモートの私たちが、
沖縄ワーケーションに行ってみた。

沖縄保養所での
ワーケーションの様子



普段はリモートの私たちが、 沖縄ワーケーションに行ってみた。

参加メンバー紹介

野面 杏子 ※写真左

2023年入社/ 普段は在宅勤務で中高生の子を持つ。他のメンバーとゆっくり話すのは、この機会が初めて。

小林 梨紗 ※写真中央

2017年入社/社会保険労務士/普段はオフィス出社。松橋とは8年来の付き合いだが、泊まりがけは初めて。

松橋 良枝 ※写真右

2016年入社/税理士/テレワークを活用中。2児の母。今回のワーケーションの発起人。SANKYODOPRESSではお馴染みのコラム執筆者。

「せっかくだから、チームのみんなで行ってみたい？」

そんな一言から始まった、社労士法人チームの沖縄ワーケーション。きっかけは、リーダーの松橋が2024年社員総会のアワードを受賞し、副賞である沖縄ワーケーションチケットを獲得したことでした。



普段は在宅勤務や別々の拠点で働く3人が、沖縄に集合。仕事やチームに、どんな変化があったのでしょうか？良かったことからちょっとしたハプニングまで、リアルな本音を語ってもらいました。

普段は会わないメンバーと、沖縄へ。

— まず、ワーケーションに行くことになった経緯を教えてください。

松橋：私が社内の表彰で沖縄ワーケーションチケットをもらったのがきっかけです。ちょうどチームで沖縄のクライアント様を担当することになったので、「じゃあ、ご挨拶も兼ねて行こうか」と、二人を誘いました。

小林：普段はチャットやオンライン会議が中心なので、チームみんなでどこかへ行くというのは初めてでした。松橋さんとは8年くらいの付き合いですが、よく考えたら一日中一緒にいるのは初めてで（笑）。

野面：ですよね。私もお二人とは飲むのも初めてでした。日程も、チームの繁忙期や台風シーズンを避けつつ、みんなの家庭の都合も考えて、なんとか調整して実現した感じです。

良かったのは、やっぱり「顔を合わせる」こと。

— 実際に体験してみて、一番良かったことは何でしたか？

小林：やっぱり、直接顔を見て仕事ができただけのことですね。今までは必要な事務連絡だけで終わっていたのが、隣にいるから「これどう思います？」ってすぐに聞ける。当たり前ですけど、それがすごく新鮮でした。

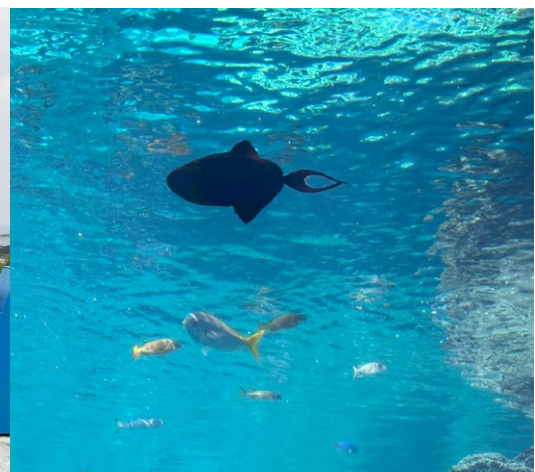
松橋：共通のクライアントさんの話をしていたら、つい熱中して「気づいたらこんな時間！」なんてこともありました。オフィスとは違うリラックスした空間だからこそ、深い話ができたと感じます。

野面：私は金曜の夕方から合流したのですが、夜ごはんと一緒に食べながらゆっくり話せたのが良かったです。泊まりだから、時間を気にせず話せるのは大きなメリットですね。「みんな、意外と飲むんだな」という発見もありました（笑）

— 逆に、大変だったことやハプニングはありましたか？

松橋：小さなトラブルですが（笑）まず、保養所の玄関ドアが開かなかったり、保養所のWi-Fiのパスワードがどこに書いてあるか分からず探したりしました。ちゃんと確認していけばよかったなと。あと、沖縄の飲食店って閉まるのが早くて、初日の夜は危うく夕食難民になるところでした。

小林：私は乗り物酔いが心配だったのですが、松橋さんがすごく気遣ってくれて…。そういう優しさに触れられたのも、個人的には嬉しい発見でした。



上司の体力、同僚の優しさ。見えてきた新しい一面。

— 一緒に過ごす時間が増えて、お互いの印象に変化はありましたか？

小林：松橋さんの仕事へのエネルギー、体力に驚きでした。移動中もPCを開いていたたり、夜私も私が先に寝たのに、朝、私が起きたらもうPC開いていて…。連絡がいつも早い理由が分かりました。真似できません（笑）

松橋：ええ、そうでしたか？（笑）でも、普段は見えない部分だから面白いですよね。野面さんも、お子さんが大きいから身軽なのかと思いきや、久しぶりの“自分だけ”の旅行が新鮮だったそうですごく楽しそうで、見ているこちらも嬉しくなりました。

野面：そうなんです。いつもは家族旅行なので、自分一人の時間ってすごく貴重で。仕事という目的があるからこそ、家族の理解も得やすいですし、こういう機会はありがたいなと感じました。



ワーケーション、あり？なし？

— ずばり、皆さんにとって今回のワーケーションは良い体験でしたか？

全員：はい、すごく良かったです！

小林：環境が強制的に変わるのって、良いリフレッシュになりますね。特に長く働いているからこそ、気分をリセットする良いきっかけになるなと思いました。

松橋：ただ、正直なところ、1回目だと勝手が分からずバタバタと時間がすぎてしまい、物足りない感じも。もし次があるなら、もう少し長く滞在して、もっとゆったり過ごしたいですね。その方が仕事もプライベートも、さらに充実する気がします。

— 最後に、この記事を読んでいる方へメッセージをお願いします。

松橋：私たちは、場所や時間にとらわれず、チームとして成果を出すことを大切にしています。今回のワーケーションで、チームの絆がさらに深まり、それが仕事の質の向上にも繋がると確信しました。

小林：こうした制度を「使っていいんだ」と思える会社の雰囲気も、魅力の一つだと思います。

野面：仕事は真剣に、でも時にはリラックスして。そんなメリハリのある働き方がしたい方にとって、素晴らしい環境だと思います！



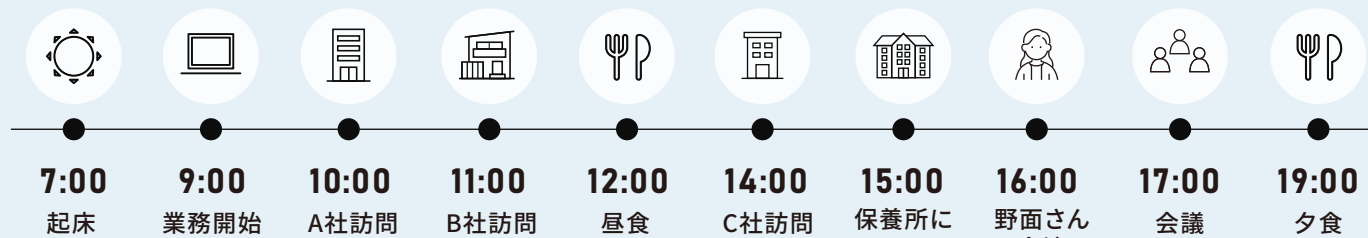
沖縄ワーケーションスケジュール

2025.05.29-06.01

DAY1 ▶ move&work / 仕事&移動



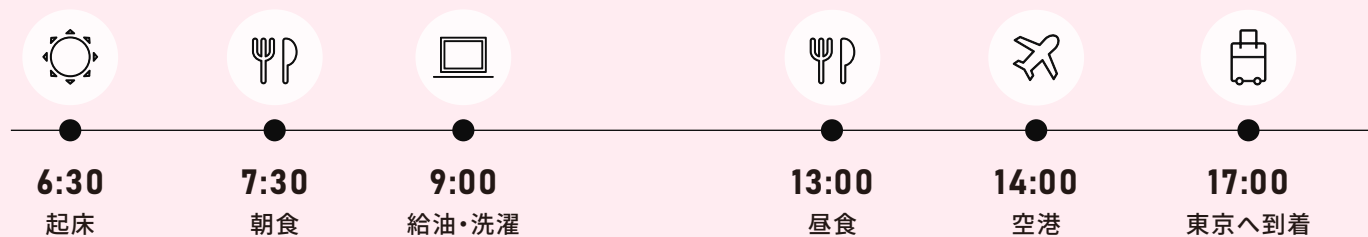
DAY2 ▶ work / 仕事



DAY3 ▶ holiday / 休日



DAY4 ▶ holiday&move / 休日&移動



自己都合退職者の失業給付の要件緩和 (2025年4月改正)

1. 改正の概要

2025年4月の雇用保険制度の改正により、自己都合で退職した方が失業給付（基本手当）を受ける際の「給付制限期間」が2か月から1か月に短縮されました。

これにより、再就職までの生活支援がより早く受けられるようになります。

2. 雇用保険の「失業等給付」とは？

雇用保険では、失業した方が生活を維持しながら早期に再就職できるよう、「求職者給付」という支援制度があります。主な給付は次の3つです。

- ① **基本手当**：一般被保険者に対するもの（主に一般の労働者）
- ② **高年齢求職者給付金**：高年齢被保険者に対するもの（65歳以上で退職された方）
- ③ **特例一時金**：短期雇用特例被保険者に対するもの（季節的業務に就いていた方）

今回は、①の基本手当（いわゆる失業手当）について、内容や手続きの流れをご説明いたします。

3. 基本手当（失業手当）の内容

(1) 受給要件

雇用保険の被保険者が離職して、次の1及び2のいずれにもあてはまるときは、一般被保険者については基本手当（失業手当）が支給されます。

- ① ハローワークで求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない「失業の状態」にあること。
- ② 離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あること。

※倒産・解雇等による離職などの一定の要件に該当する者については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上ある場合でも可。

(2) 基本手当の額

雇用保険で受給できる1日当たりの支給額（基本手当日額）は、原則として賃金日額（離職した日の直前の6か月に毎月きまって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額）のおよそ50～80%（60歳～64歳については45～80%）となっています。

基本手当の総支給額は、「基本手当日額 × 所定給付日数」で計算され、4週間ごとに支給されます。

(3) 所定給付日数

一般の受給資格者の場合

被保険者であった期間	10年未満	10年未満 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

※倒産・解雇等による離職などの一定の要件に該当する者は、離職時の年齢、被保険者であった期間等により、所定給付日数も90日～360日の範囲となっております。

(4) 受給期間

原則として、離職した日の翌日から1年間です。

※病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなった場合は、受給期間を延長するなどの特例があり。

(5) 手続きの流れ（自己都合退職の場合）

- ① 離職：会社から離職票の受領
- ② ハローワークに求職の申込み
- ③ 受給資格の決定と説明会の参加
- ④ 7日間の待機期間あり
- ⑤ 1ヵ月間の給付制限期間あり※（自己都合退職の場合：改正前2ヵ月）
- ⑥ 失業の認定を受ける
- ⑦ 基本手当の支給（4週間ごと）

※改正事項

原則自己都合退職 ⇒ 給付制限期間1ヵ月

過去5年間に、正当な理由なく2回以上自己都合退職を行い、受給資格決定を受けた場合等。

⇒給付制限期間3ヵ月

最後に

今回の改正により、自己都合退職でも約1ヵ月半で失業給付を受けられるようになり、労働者が退職後の経済的な不安が軽減されました。

そのため、企業としては**人材流出への対策**がより重要になるでしょう。

また、退職者から離職票の交付依頼が増える可能性もあります。

離職票の発行は企業の義務ですので、ご依頼があった場合は速やかに対応ください。

日本政策金融公庫 創業融資の最新情報について解説！

5月23日、日本政策金融公庫は、国民生活事業の令和6年度の創業融資実績を公表しました。今回は、公表された創業融資実績とともに、現行の新規開業・スタートアップ支援資金について解説いたします。

令和6年度 創業融資実績

日本政策金融公庫 国民生活事業の令和6年度 創業融資実績（創業前及び創業後1年以内）は、28,032先（前年度106.0%）、1,503億円（前年度比115.5%）と、件数・金額ともに前年度を上回りました。

創業融資を受けた経営者を年代別で見ると、全世代で前年度より件数が増加しております。中でも、30代が最多で9,658件（全体の34.5%）、次に40代が9,221件（32.9%）となっております。また、業種別で見ても、全業種で前年度より件数が増加しております。業種別では、サービス業（理美容業等）が最多で7,917件（28.2%）、飲食店・宿泊業が5,275件（18.8%）、小売業（12.1%）、医療・福祉（11.9%）、建設業（8.1%）と続いております。この背景としては、幅広い層で「創業」を働き方の選択肢の一つとする動きが活発化してきていることが考えられます。

[全国の創業融資事例集はこちら](#)

新規開業・スタートアップ支援資金

日本政策金融公庫 国民生活事業では、幅広い方の創業を「新規開業・スタートアップ支援資金」にて支援しております。

【新規開業・スタートアップ支援資金の概要】

対象者	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方（※）
資金使途	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
金利	基準金利（詳細はこちら）
返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 10年以内（うち据置期間5年以内）

※「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限定されます。創業計画書等を提出のうえ、事業計画の内容が確認されます。

また、以下の3つのいずれかに該当する方は、新規開業・スタートアップ支援資金を特別利率にてご利用いただけます。

項目	利用できる融資制度
① 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方のうち、女性の方、35歳未満または55歳以上の方	新規開業・スタートアップ支援資金（女性、若者/シニア起業家支援関連） ・女性の場合は年齢制限がございませんが、若者起業家は35歳未満、シニア起業家は55歳以上が対象となります。 ・条件を満たす場合、特別利率Aが適用となり、利息負担を軽減することができます。 ・担保や保証人については相談が可能です。
② 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方のうち、次のすべてに該当する方 (1) 廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること (2) 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること (3) 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること	新規開業・スタートアップ支援資金（再挑戦支援関連） ・廃業歴があり再チャレンジしたい方を対象となります。また、廃業時の負債は新規事業に影響しない程度に整理される見込み等であること、やむを得ない理由による廃業であることが条件となります。 ・資金の使い道には、事業開始前後に必要なとする設備資金や運転資金の他に、前事業の債務を返済するための資金も含まれます。 ・設備資金は20年以内（うち措置期間5年以内）、運転資金は他の制度よりも5年長く、15年以内（うち措置期間5年以内）に返済する必要があります。 ・利率は基準利率ですが、条件を満たす場合は特別利率になります。 ・担保や保証人については相談が可能です。
③ 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方のうち、「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方	新規開業・スタートアップ支援資金（中小企業経営力強化関連） ・中小会計を適用する方の創業を支援する融資制度です。 ・特別利率Aが適用となり、利息負担を軽減することができます。 ・担保や保証人については相談が可能です。

新規開業・スタートアップ支援資金の詳細はこちら

メディア実績

ラジオ出演



ラジオ日本
トラック王国の「Boo!Boo!Boo!」に
近藤が出演
(2025年1月)

YouTube

■コラボレーション動画



フリー株式会社代表
佐々木大輔社長
(2024年1月)

動画を再生 ▶



株式会社識学
安藤広大社長
(2024年4月)

動画を再生 ▶



■ゲスト出演動画
ビジネスおたくチャンネル
ゲスト出演(2023年12月)

動画を再生 ▶

新刊書



会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説!「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

ご購入はこちら ▶

セミナー



フリー株式会社主催 freee 会計導入後の
バックオフィスDXの進め方セミナーに
宮川が登壇
(2024年12月)



フリー株式会社主催役員報酬の
決め方セミナーに
近藤が登壇
(2024年10月)

取材など



FIVE STAR MAGAZINE
(2025年1月)



税界タイムズ
(2024年2月)



BiZUP
(2024年2月)



フリー株式会社とエンジョイント税理士
法人との共催セミナーに
代表税理士 朝倉と CTO・
税理士 宮川 大介が登壇
(2024年7月)

書籍



2023年12月発刊

ご購入はこちら ▶





D3 六本木 BAR LOUNGE

〒106-0032

東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F

03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方

特典へのエントリーは、
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る



Amazonギフト券
最大5万円分
プレゼント！



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

チャンネルを見る ▶



コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供を目的としており、細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変更が生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。sankyodo 税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した内容の訂正、追加、中断、削除等を行う場合があります。

sankyodo 通信のコンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：pr@sankyodo.jp



SANKYODO

ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!

拠点一覧

六本木オフィス

〒106-6090

東京都港区六本木1丁目6-1 泉ガーデンタワー 40階

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター 10F

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4F

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19F

大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15F

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア2-D